

一般社団法人日本疫学会定款施行細則

一般社団法人日本疫学会（以下、「当法人」という）定款に基づき、次の通り施行細則を定める。

賛助会員に関する細則

定款第2条に基づき、賛助会員について定める

（入会）

- 第1条 定款第5条を理解し、一般社団法人日本疫学会の賛助会員になろうとする個人または団体は、その旨を当法人事務局に意思表示する。そのときに理事長が指示する資料を添付するものとする。
- 2 理事長は、前項の意思表示に基づき、理事会の意見を聴取した上で入会を認めるかどうかを決定する。

（入会金）

- 第2条 賛助会員からは入会金は徴収しない。

（会費）

- 第3条 賛助会員の会費は1口5万円とし、複数口も受け付ける。

（役員）

- 第4条 賛助会員は定款第20条に規定する役員に就任できない。

附則

- 1 本細則の変更は、理事会の議決による。
- 2 本細則は、2015年12月1日から施行する。